

# 青森県報

第四百七十六号

令和四年  
六月二十四日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

- 廃棄物が地下にある土地に係る指定区域の指定…………… (環境保全課) …… 一
  - クリーニング業法によるクリーニング師の研修及び業務従事者講習の指定…………… (保健衛生課) …… 一
  - 漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正…………… (水産振興課) …… 二
  - 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生…………… (同) …… 三
  - 青森県指定金融機関等の指定の一部改正…………… (会計管理課) …… 三
- 公 告
- 大規模小売店舗の変更の届出…………… (商工政策課) …… 三
  - 右 同…………… (同) …… 四
  - 県営土地改良事業計画の変更の決定…………… (農村整備課) …… 六
  - 二級建築士の免許の取消し…………… (建築住宅課) …… 六
- 雑 報
- 青森県市町村職員共済組合公告…………… (市町村課) …… 六
- 正 誤
- 令和四年四月八日及び令和四年五月二十日定例告示中…………… (障害福祉課) …… 八

## 告

## 示

### 青森県告示第三百六十四号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第十五条の十七第一項の規定により、廃棄物が地下にある土地に係る指定区域を次のとおり指定するので、同条第二項の規定により公示する。

令和四年六月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	埋 立 地 の 区 分	指 定 区 域
鱈ヶ沢一般廃棄物最終処分場指定区域	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第十三条の二第一号(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の三第十一項において読み替えて準用する同法第九条第五項の確認を受けて廃止された一般廃棄物の最終処分場)	西津軽郡鱈ヶ沢町大字赤石町字大和田三一の一の一部

### 青森県告示第三百六十五号

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八条の二第一項の規定によるクリーニング師の研修(以下「研修」という。)及び同法第八条の三の規定による業務従事者に対する講習(以下「講習」という。)を次のとおり指定したので告示する。

令和四年六月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

### 一 主催者の住所及び名称

東京都港区新橋六丁目八の二

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター  
二 研修及び講習の名称

1 研修

- (一) 令和四年度青森県クリーニング師研修(第一型)
- (二) 令和四年度青森県クリーニング師研修(第二型(通信制))

2 講習

- (一) 令和四年度青森県クリーニング業務従事者講習(第一型)
  - (二) 令和四年度青森県クリーニング業務従事者講習(第二型(通信制))
- 三 開催日時及び場所(第一型)

1 研修

日 時	場 所
令和四年九月四日(日) 午前一〇時から午後五時まで (うち廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十七号)に基づく特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を得るための講習(以下「特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得講習」という。)の科目は、午前一〇時から正午まで)	青森市堤町二丁目一の二三 ホテル青森

2 講習

日 時	場 所
令和四年九月四日(日) 午後一時から午後五時まで	青森市堤町二丁目一の二三 ホテル青森

四 受講対象者

1 研修

- (一) 原則として青森県内に所在するクリーニング所の業務に従事するクリーニング師(第一型)

- (二) 青森県内に所在するクリーニング所の業務に従事するクリーニング師のうち第一型研修を都合により受講できない者(第二型(通信制))

2 講習

- (一) 原則として青森県内に所在するクリーニング所又は無店舗取次店のクリーニング業務に従事する者(第一型)
- (二) 青森県内に所在するクリーニング所又は無店舗取次店のクリーニング業務に従事する者のうち第一型講習を都合により受講できない者(第二型(通信制))

五 受講申込書の提出先

青森市堤町二丁目一六の一 理容会館一階

公益財団法人青森県生活衛生営業指導センター

六 受講料

1 研修受講料

- (一) 五千円(特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得講習を含まないもの)
  - (二) 八千円(特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得講習を含むもの)
  - (三) 三千円(特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得講習のみのもの)
- 2 講習受講料 四千五百円

青森県告示第三百六十六号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号(漁業災害補償法による加入区の設定)の一部を次のように改正する。

令和四年六月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

二の表尻労区域の項を次のように改める。

尻労区域 尻労漁業協同組合の地区	1 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかづり漁業、主として一本釣漁業、主として刺網漁業及び主として籠漁業、底建網漁業、さけ・ます定置漁業
	3 2

青森県告示第三百六十七号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めためたので、同条第五項において準用する同法第五十条の二第四項の規定により公示する。

令和四年六月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
東津軽郡外ヶ浜町字三厩元宇鉄五四 木村 宇一郎	三厩区域 三厩漁業協同 組合の地区	総トン数十トン 未満の漁船によ り行う漁業で あって、主とし て一本釣漁業
東津軽郡外ヶ浜町字三厩六條間三六の四 岡本 京一		総トン数十トン 未満の漁船によ り行う漁業で あって、主とし てはえなわ漁業
東津軽郡外ヶ浜町字三厩六條間三七 川村 常道		
西津軽郡深浦町大字横磯字下岡崎四八の一 佐藤 一文	深浦区域 深浦漁業協同 組合の地区	総トン数十トン 未満の漁船によ り行う漁業で あって、主とし て一本釣漁業及 び総トン数十ト ン未満の漁船に より行う漁業と 併せ営む漁業
西津軽郡深浦町大字深浦字岡崎三四〇の二 岩根 孝夫		

青森県告示第三百六十八号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正し、令和四年六月二十五日から施行する。

令和四年六月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

つがる弘前農業協同組合弘前支店	弘前市大字徒町
つがる弘前農業協同組合船沢支店	弘前市大字折笠
つがる弘前農業協同組合十腰内支店	弘前市大字十面沢
つがる弘前農業協同組合和徳支店	弘前市大字撫牛子三丁目
つがる弘前農業協同組合薬師堂支店	弘前市大字薬師堂
つがる弘前農業協同組合碓ヶ関支店	平川市碓ヶ関河原

及び  
を削る。

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和四年六月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
十和田複合商業施設  
十和田市東一番町七の一一外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

外六者	株式会社ヤマダデンキ 群馬県高崎市栄町一 代表取締役 小林辰夫	令和 四・五・四
-----	---------------------------------------	-------------

変更前	株式会社ヤマダデンキ 群馬県高崎市栄町一 代表取締役 小林辰夫	変更 年月日
外九者		令和 四・五・四

四 届出年月日

令和四年五月二十四日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び十和田市役所

2 期間

令和四年六月二十四日から同年十月二十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和四年十月二十四日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和四年六月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

十和田複合商業施設

十和田市東一番町七の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦建彦

2 株式会社エーワン・トゥ

三沢市大町一丁目八の九

代表取締役 赤坂安信

3 金京源

十和田市東二十三番町一〇の二六

4 金英輝

十和田市東十四番町四の四の六

5 芙蓉総合リース株式会社

東京都千代田区麴町五丁目一の一

代表取締役 辻田泰徳

6 大和ハウスリアルティマネジメント株式会社

三 変更しようとする事項

7

東京都千代田区飯田橋二丁目一八の二  
 代表取締役 伊藤光博  
 株式会社 ヤマダデンキ  
 群馬県高崎市栄町の一  
 代表取締役 小林辰夫

大規模小売店舗の施設に関する事項	大規模小売店舗の施設に関する事項	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	区分		変更前	変更後	年月日
							積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積			
大規模小売店舗の施設に関する事項	大規模小売店舗の施設に関する事項	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積
A棟 （但し、年間十日前は）	閉店時刻 午後九時	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積
B棟	閉店時刻 午後十一時	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積
C棟	閉店時刻 午後九時	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積
D棟	閉店時刻 午後八時	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積
E棟	閉店時刻 午後八時	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積
F棟	閉店時刻 午後九時	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積
G棟	閉店時刻 午後七時	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積
令和五・一・二五											

四 届出年月日

五 届出書及び添付書類の縦覧

一 場所

青森県商工労働部商工政策課及び十和田市役所

二 期間

令和四年六月二十四日から同年十月二十四日まで

三 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積
積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積
積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積
積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積
積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積
積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積	積荷の位置及び面積
令和五・一・二五											

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和四年十月二十四日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

県営土地改良事業計画の変更の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、赤川地区の県営土地改良事業(経営体育成基盤整備事業(区画整理))計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の変更については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として(知事が被告の代表者となる。)、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならぬこととされている。

令和四年六月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和四年六月二十七日から同年七月二十五日まで

三 縦覧の場所

東北町役場

二級建築士の免許の取消し

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第九条第一項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消したので、同条第三項の規定により公告する。

令和四年六月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 氏名

木村 貴博

二 登録番号

第六九九二号

三 取消年月日

令和四年六月十日

四 取消しの理由

令和四年三月二十日に死亡したことが届出により、確認された。このことが建築士法第九条第一項第二号の規定に該当する。

雑 報

青森県市町村職員共済組合公告

地方公務員等共済組合法第二十二條第三項及び同法施行規程第六十七條の二並びに青森県市町村職員共済組合法第五條の規定に基づき、令和三年度決算の要旨を公告する。

令和四年六月二十四日

青森県市町村職員共済組合  
理事長 工 藤 祐 直

令和3年度決算の要旨

1 組合に属する地方公共団体等

市	町	村	一部事務 組合等	合計
10	22	8	28	68

2 組合員数、標準報酬の月額、標準期末手当等の額は、次のとおりである。

組合員の種別	一般	市町村長	特定消防	長期	市町村長長期	任意継続	合計
組合員数(人)	16,927	36	2,468	5	4	241	19,681
標準報酬の月額(百万円)	6,293	27	953	5	3	83	7,364
一人当たり平均標準報酬の月額(円)	371,760	745,278	386,066	1,034,000	750,000	344,481	374,148
標準期末手当等の額(百万円)	21,893	100	3,316	7	6	0	25,322

3 組合職員数は、次のとおりである。(単位:人)

経理単位	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資	計
人員	22	3	1	1	2	1	30

4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(単位:千円)

科目	経理											
	短期	厚生年金保険	退職等年金	経過の長期	退職等年金 預託金管理	経過の長期 預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資
(収入)												
負担金	5,990,373	15,438,258	806,185	113,331			219,327	166,391				
掛金・組合員保険料	6,086,508	9,806,960	806,176					161,647				
施設収入・商品売上									130,514			
連合会交付金							89,996				177	
組合員貸付金利息											26,535	
受託商品手数料												10,282
利息及び配当金					8,926	41,203	751	12,091	1	909,104	150	1
その他収入	731,493							55	64,270	174,166		263
他経理から繰入金							25,000		350,000			
前年度繰越支払準備金	815,627											
計	13,624,001	25,245,218	1,612,361	113,331	8,926	41,203	335,074	340,184	544,785	1,083,270	26,862	10,546
(支出)												
給付金	5,846,864											
負担金払込金		15,438,258	806,185	113,331								
掛金・組合員保険料払込金		9,806,960	806,176									
役員給与							143,648	31,750	3,991	10,487	19,553	3,627
特定健康診査等費								14,839				
旅費・事務費							16,101	2,748	790	3,995	2,260	610
商品仕入									3			
飲食材料費									18,452			
委託費・委託管理費							5,031	1,477	241,827	359	199	
支払利息					8,926	41,203				767,150	8,115	811
事務費負担金払込金								97,414				
退職者給付拠出金	78											
前期高齢者納付金	2,488,450											
後期高齢者支援金	2,482,360											
介護納付金	1,308,456											
連合会払込金	145,237											
連合会拠出金	543,768											
他経理へ繰入金	25,000							150,000		200,000		
その他支出	81,737						65,695	272,906	204,305	17,717	11,732	4,228
次年度繰越支払準備金	893,239											
計	13,815,189	25,245,218	1,612,361	113,331	8,926	41,203	327,889	473,720	469,368	999,708	41,859	9,276
差引当期利益金								7,185	75,417	83,562		1,270
差引当期損失金	191,188								133,536		14,997	
年度末支払準備金	893,239											
年度末資本剰余金									1,728,391			
年度末利益剰余金	180,188						252,220	1,174,052	289,146	15,670,512	1,071,088	407,913

正

誤

障 害 福 祉 課

令和四・五・二〇 第四六一号	令和四・四・八 第四四五号	発行年月日
告示	告示	区分
第三一三号	第二四五号	番号
二	二	ページ
下	上	段
表中	表中	行
四・九・三〇	令和四・四・一	誤
四・七・三三	令和四・三・三三	正

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号 青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一  
番七七号 東奥印刷株式  
会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円